

2020-8 税務・労務・法務情報

国外関連者情報の提出について

移転価格税制調査に関係する新たなBIR規則（RR,RMC）が公布されました。 国外（国内）関連者情報の報告様式を制定し、**確定申告書に添付して提出すること**を義務付けたものです。 以下概要を解説します。

（RR2020-19 :報告様式 1 7 0 9 の制定）

この規則は6月30日に財務長官が署名し、7月10日に新聞公告され15日後に発効となっております。**（2020年4月決算以降の適用となるはずのところ、別途RMCが7月29日付け公布され、3月決算以降適用とされています。3月決算の場合は、添付書面の提出期限は9月末日まで延長されています。）**

報告様式（1 7 0 9）は以下BIRホームページからダウンロード下さい。

https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Full%20Text%20RR%202020/RR%20No.19-2020%20Annex%20A.pdf

（関連者の定義）

1. 個人・・・以下の者又はその親族
・報告企業を支配する者 ・報告企業に重要な影響を与える者 ・報告企業又はその親会社の経営陣のメンバーである者

2. 法人・・・以下の条件を満たす法人

- ・報告企業と同じ親子兄弟会社、グループ会社の一員である法人
- ・一方の法人が他方の法人の共同経営者又はジョイントベンチャー企業である法人
- ・双方の法人が同じ第三者ジョイントベンチャーの一員である法人
- ・報告企業又はその関連者の従業員退職給付計画を提供する法人 等

上記の判定は法的形態に拘わらず、**実質的判定**を行う。

（関連者取引の定義）

以下の取引を含む。

1. 商品の販売又は購入
2. 資産の譲渡
3. 役務の提供
4. 賃貸
5. 研究開発の移転
6. ライセンス契約に基づく取引
7. 貸付・出資等を含む財務取引
8. 保証・担保提供
9. 履行保証
10. 債務引受

（関連者の情報開示）

関連者の異なるごとに、その取引内容と残高の開示

- ・取引高
- ・残高（精算条件、方法、保証の有無等を含む）
- ・残高に対する引当金の明細
- ・貸倒処理明細

（手続きガイドライン）

報告書（様式1 7 0 9）の記載ガイドライン

1. 完全に真実な記載をした報告書を、毎年確定申告書に添付提出する。
2. 取引の性質について詳細を記載する。
3. 親会社の事業概要
4. 報告企業の関連者との取引における”functional Profile”
5. 添付書面
 - a) 取引契約書
 - b) 源泉徴収票
 - c) 関連者の居住国での納税証明書
 - d) APA(Advance Pricing Agreement)：事前確認制度による事前確認書
 - e) 移転価格税制に基づく書面

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)